

本的な参加主体であることに鑑みて、域内の市町村状況について個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこととする。」

当町においては、来年度の全国学力調査テストの参加を予定していましたが、知事が実施要領を無視した結果公表を行ったことにより、小・中学校各1校ずつしかない藤里町は事実上学校名を公表した形での公表となってしまいました。知事は、結果を公表することが学力テストの活用になると考えたようですが、当町においては過去学力テストを行った際には、個人結果が示された個人カードを基に、先生と生徒・保護者の話し合いを設けたり、テスト結果を学校側が分析し、教育委員会と一緒に指導方針を確認したりと、成績非公開でも結果をきちんと活用しています。国語と数学だけの成績公表を受けて、世間や子どもたちの間で評価しあうようなことになるのが一番怖いことです。教育というものはそういうことではないと思います。

このような現状も踏まえ、来年度も結果を公表するのであれば、現段階では不参加の結論を1月の初めに出しました。

しかし、21年度の参加有無の最終報告期限が1月23日であることを受け、1月21日に臨時会を開催し、今の時点で決断しないといけないのなら、子ども達からテストを受ける機会を奪うことはできないと判断し、秋田県が文部科学省の実施要領に沿ってテストを実施するのであれば原則として参加することを決定しました。県教育委員会へは、結果公表をするよう

であれば、改めて話し合いを設け、場合によっては不参加も有り得ると結果公表について反対意思を示しています。

【地域活動支援事業の報告について】

昨年の座談会で、町長から「地域の人が自ら行動して地域全体が元気になってほしい」との提案があり、平成20年度から3年間の期限付きで地域活動をするための条例を設置しました。藤里町7地区（北部・中通・藤琴・大沢・矢坂・粕毛・米田）に、1年度あたり100万円を限度に活動に対して助成しようというものです。昨年の4月に各地区の活動推進協議会の代表者と話し合いの場を設け、また広報にも掲載した結果、これまでに3地区で5つの事業が行われています。平成21、22年度も継続して事業を行いますので、地区の皆様において話し合いを進めて、活用していただきたいと思えます。

【子ども農山漁村交流プロジェクトについて】

農林水産省・文部科学省・総務省が連携して平成20年度より「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施しています。この事業は、平成20年度～25年度までの5年間、全国の小学校5年生が地方の農家に宿泊して体験学習する教育旅行をするもので、5年間の事業実施状況を踏まえて、成果が出た場合にはその後も継続

するようです。秋田県内では平成20年度に仙北市が事業受け入れを行つています。平成21年度から参加の意思を示しているのは、能代市・八峰町・藤里町の3市町で、当町においては1月16日に「藤里町ツーリズム協議会」を設立し、2月中には受け入れ農家の募集をして、3月中には国に参加申請をする予定です。国で申請が認められた場合には、平成21年度の1年間を準備・研修期間として活動し、本格的な事業受け入れは平成22年度になるのではないかと予想しています。

民泊先では、朝・昼・晩の食事作りや、農作業等の協働実施を行うこととなっています。受け入れ農家は、無料で子どもの受け入れをするのではなく、2泊の宿泊と体験指導の報酬が支払われることとなります。料金設定等は、他市町村の事例も参考に、今後設定していきたいと思えます。その他、受け入れ農家には1戸あたり200万円を上限に、施設改修の助成も検討しています。まだまだ内容が不確定なため今後変更があると思えますが、その都度情報発信していきますので、ご理解・協力のほどよろしくお願ひします。

【藤里町灯油購入費助成事業について】

昨年実施しましたが、今年も低所得者世帯に灯油購入費の一部を助成することになりました。助成金額は1世帯あたり5千円で、助成券を発行することに決定しました。この助成券は町内6業者で

使用することができます。助成対象となる世帯については、1月1日現在、町内に住所があり、住民税が非課税の世帯（収入金額が1人あたり245万円以下）でなおかつ、70歳以上だけの高齢者世帯（3月31日までに70歳になる方も含む）や、大学生以下の孫等を扶養している世帯も含まれます。また、療育手帳A判定を持つ人が同居している世帯。1級～2級の身体障害者手帳を持つ人が同居している世帯。精神保健福祉手帳1級を持つ人が同居している世帯。一人親世帯で大学生以下の子どもを扶養している世帯。生活保護を受けている世帯。その他、特別な事情であり町長が特別に認める生活困窮世帯です。

対象となる世帯は役場で調査しており、該当すると思われる世帯には申請書を送付しています。申請書を提出していただかないと助成券の発行ができませんので、お忘れのないようお願いいたします。詳しい内容については、広報1月号に掲載しています。規則に当てはめて切り捨てるようなことはしませんので、該当するのかわからないのか迷いましたら気軽に役場町民生活課までご相談ください。

【介護保険料の改定について】

介護保険事業は、3年間ごとに保険料を見直ししています。現在、第4期目となる平成21年度～23年度までの保険料について、策定委員会を立ち上げて検討中です。

現在の状況は、65歳以上の1号被保険